

厚生労働省群馬労働局発表
令和5年3月31日

【照会先】

群馬労働局雇用環境・均等室
室長 奥町 由美子
雇用環境改善 竹渕 直子
・均等推進監理官
電話 027(896)4739

報道関係者 各位

「令和5年度群馬労働局行政運営方針」を策定

群馬労働局（局長 加藤博人）では、県民のニーズに応えた行政運営を行うため、令和5年3月9日に開催された群馬地方労働審議会（会長 友岡邦之）の審議を経て、「令和5年度群馬労働局行政運営方針」を策定しました。

令和5年度の行政運営方針は、以下の重点施策を掲げ、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）において、この方針に基づき効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

群馬労働局行政運営方針

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- 最低賃金制度の適切な運営
- 同一労働同一賃金の遵守徹底

II 個人の主体的なキャリア形成の促進

- 個人の主体的なキャリア形成の促進

III 安心して挑戦できる労働市場の創造

- 労働市場の強化・見える化
- 就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進
- 継続的なキャリアサポート・就職支援

IV 多様な人材の活躍促進

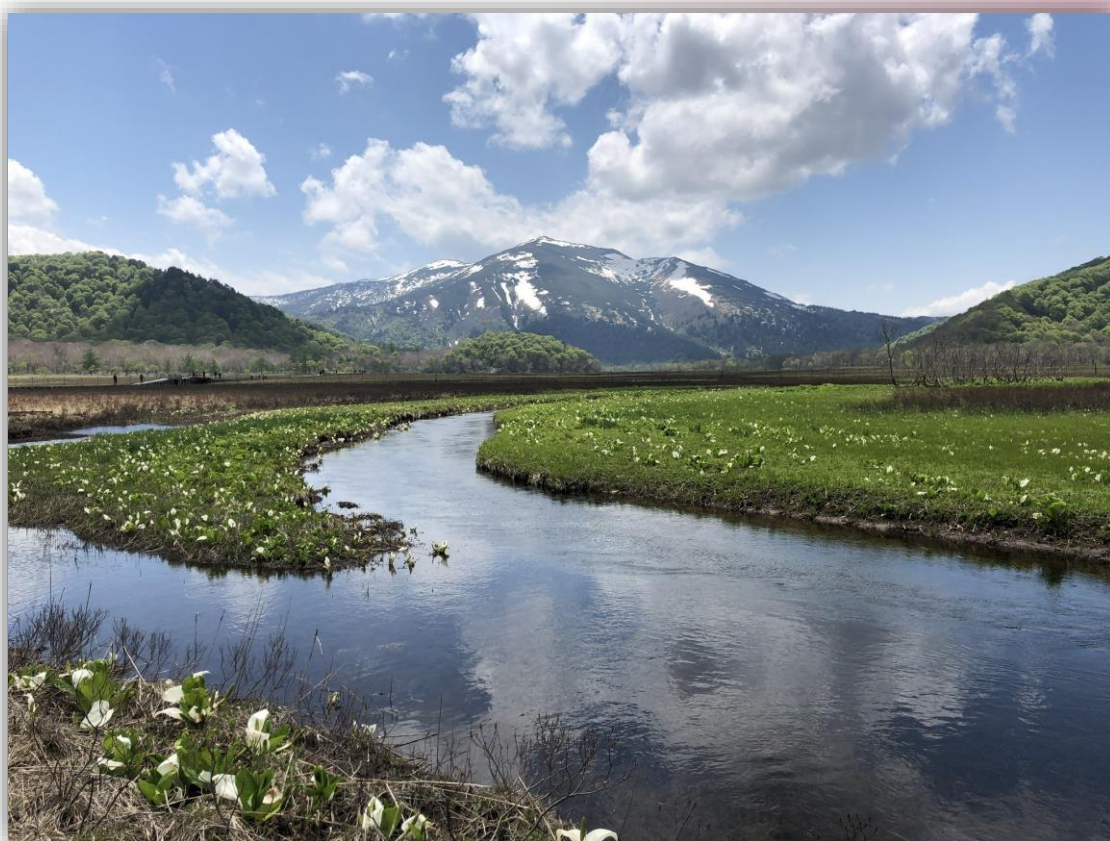
- 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
- 女性活躍推進法等の履行確保
- 子育て中の女性等に対する就職支援
- 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 新規学卒者等への就職支援
- 就職氷河期世代の活躍支援
- 高齢者の就労・社会参加の促進
- 障害者の就労促進
- 外国人に対する支援

V 多様な選択を力強く支える環境整備

- 長時間労働の抑制
- 労働条件の確保・改善対策
- 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 総合的なハラスメント対策の推進
- 労働保険適用徴収業務の計画的な運営

【添付資料】令和5年度群馬労働局行政運営方針

令和5年度 群馬労働局行政運営方針

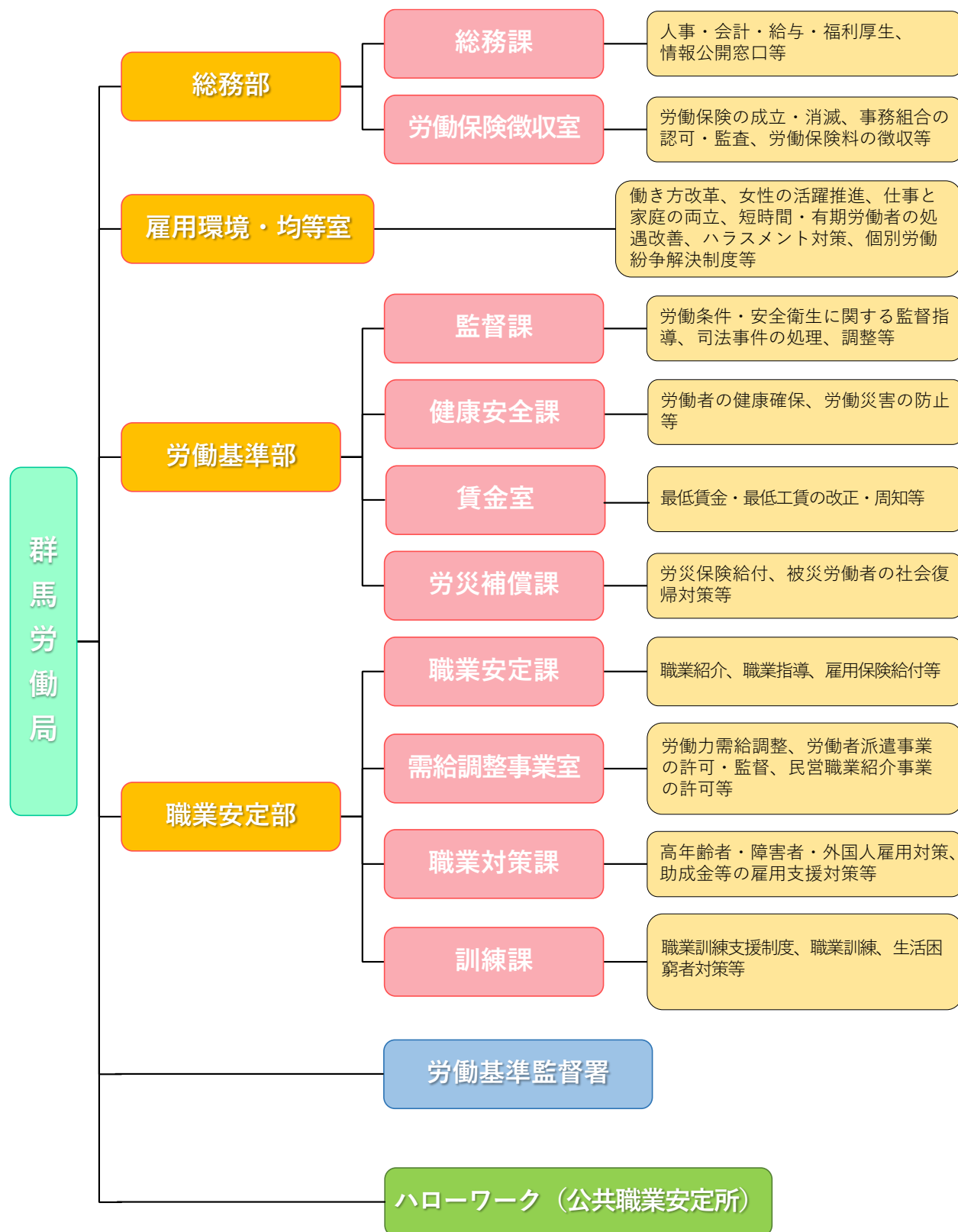


尾瀬国立公園

I 総合労働行政機関としての施策の推進

群馬労働局は、群馬県における労働関係行政を総括する厚生労働省の地方機関として、専門的かつ総合的な労働行政サービスを効果的かつ迅速に提供し、管下の労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)を通じて地域に密着したきめ細やかな行政運営を推進します。

II 群馬労働局の組織と業務内容



Ⅲ 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄・概要

労働基準監督署（7署）
の所在地と管轄区域



【労働基準監督署業務の概要】

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主から提出される許可申請、認定申請
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 機械設備の安全・衛生面の検査
- 6 災害調査の実施・統計調査の実施
- 7 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
- 8 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所（12所）
の所在地と管轄区域



【公共職業安定所（ハローワーク）業務の概要】

- 1 仕事をお探しの方へのサービス
 - ① 職業に関する相談
 - ② 求人情報の提供
 - ③ 職業能力向上のための職業訓練等の相談
 - ④ 失業等給付の支給
- 2 事業主の方へのサービス
 - ① 求人の受付・人材の紹介
 - ② 雇用保険の適用
 - ③ 雇用に係る助成金・給付金の支給
 - ④ 雇用管理サービス
(障害者・高齢者の雇用など)

Ⅳ 令和5年度の重点施策

◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

● 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

▶業務改善助成金の活用、群馬働き方改革推進支援センターによる相談等支援事業について、周知を積極的に行い、中小企業等の賃金引上げに向けた環境整備等の取組を実施します。

みんなチェック！最低賃金。

厚生労働省
群馬労働局

● 最低賃金制度の適切な運営

▶最低賃金の改定について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県内に幅広く周知するとともに履行確保を図ります。

● 同一労働同一賃金の遵守徹底

▶雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のため、同一労働同一賃金の遵守を徹底します。

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 895 円	発効日 令和4年10月8日
特定 最低 賃金	製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	1時間 976 円	発効日 令和4年12月29日
	一般機械器具製造業最低賃金	1時間 965 円	
	電気機械器具製造業最低賃金	1時間 965 円	
	輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間 965 円	

◆ 個人の主体的なキャリア形成の促進

● 個人の主体的なキャリア形成の促進

▶再就職支援及びデジタル推進人材を育成するため、労働局が拠点となり、群馬県、高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携して、地域のニーズに対応した公的職業訓練を実施します。

高齢・障害・求職者
雇用支援機構
群馬支部HP



雇用保険をもらえない方には
生活支援のための
給付金制度
※要件有

受講料無料
(テキスト代負担有)

雇用保険をもらえる方は
基本手当を
受給しながら！

▶産業雇用安定助成金により、①在籍型出向による雇用維持、②賃金上昇を伴う労働者のスキルアップ、③事業再構築による労働者の雇用の確保と新たな人材の雇い入れに取り組む事業主を支援します。

産業雇用安定助成金の各コース

コース名	助成金概要
雇用維持支援コース	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成
スキルアップ支援コース	労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元に対して助成
事業再構築支援コース	新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的な事業縮小を余儀なくされた事業主に、新分野展開等の事業再構築を人材の育成・確保の面から促すため、労働者の雇用の安定と事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援

▶人材開発支援助成金（人への投資促進コース・事業展開等リスキング支援コース）により、デジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得に取り組む事業主を支援します。

事業展開等リスキング支援コース

企業の持続的発展のため、

① 新製品の製造や新サービスの提供等による新規事業の立ち上げなどの**事業展開**に伴う人材育成

② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援

◆ 安心して挑戦できる労働市場の創造

● 労働市場の強化・見える化

▶改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じて、法律の適正な運用を確保します。

▶派遣労働者の公正な待遇の確保等に向け、派遣労働者からの相談事案の早期解決に向けて取組を行います。

改正職業安定法の概要(令和4年10月施行)

1 新たな求人メディア等について広く法的に位置づけ

従来の求人メディア以外にも、職業安定法に規定のないサービスが登場

- 新たな形態のサービスも含まれるよう「募集情報等提供」の定義を拡大
- 届出制による募集情報等提供事業を行う者の把握
- 官民連携による相互協力

2 求人メディア等が依拠すべきルールを整備

- 求人情報等の的確表示（虚偽又は誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つための措置を講じること）
- 迅速・適切な苦情処理の義務付け等

● 就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進

▶賃金上昇を伴う労働移動等を推進するため、雇い入れにあたり賃金の引き上げを行う事業主を支援します。

賃上げを伴う労働移動等の支援のための各種助成金制度

助成金名	助成金概要
特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)	就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者（母子家庭の母や就職氷河期世代の方など）を雇い入れ、人材育成を行った上で5%以上賃金の引上げを行う事業主を支援
労働移動支援助成金 (早期雇入れ支援コース)	離職を余儀なくされた者の早期再就職にあたり前職よりも5%以上賃金の引き上げを行う事業主を支援
中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース)	中高年齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主を支援

▶地方公共団体等と雇用対策協定による連携を図り、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の取組を一体的に推進します。

群馬労働局と地方自治体との雇用対策協定

締結日	太田市 平成27年5月 (平成31年2月改定)	群馬県 平成27年6月	前橋市 平成27年8月	高崎市 平成28年3月	群馬県 上毛新聞社 平成30年3月	沼田市 令和4年8月
主な取組	女性・若者 お仕事相談パークお おた 外国人 外国人出張行政相談 コーナー	障害者 合同企業訪問指導 若者 Gターン就職面接 会 女性 合同就職面接会 外国人 外国人雇用管理セ ミナー	若者・子育て中の方 ジョブセンターまえば し 生活保護受給者等 前橋しごと相談コー ナー 労働災害の防止 市役所による周知協力	子育て中の方 子育てなんでもセ ンターへの巡回相 談等 ひとり親家庭等 の方 たかさき就労支援 コーナー	大学生・保護者への 情報提供 県内企業の魅力の発 信 マッチング支援 Gターン就職面接会	地域経済活性化に伴 う人材の確保・育成 移住者の就職相談 若者 合同企業説明会 子育て中の女性等 合同就職面接会 障害のある人 障害者就労支援チー ムによる連携強化

● 継続的なキャリアサポート・就職支援

▶オンライン職業相談、就職支援セミナーのオンライン配信、SNS・HPを活用した情報発信などオンラインサービスの向上を図ります。

ハローワークぐんま
公式SNS



ハローワークぐんま
オリジナルキャラクター
「ハロまる」



ハローワークぐんま公式SNS

- ▶医療・介護・保育分野などのマッチング支援を強化するため、前橋及び高崎ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。
- ▶再就職に課題を抱えている方に対し、担当者制による個別支援、セミナーの開催、履歴書・職務経歴書の添削、模擬面接、個別求人開拓等、課題解決支援サービスを通じたきめ細かな支援を行います。
- ▶地方公共団体と連携し、生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を支援するため、就労支援・職場定着支援を実施します。



◆ 多様な人材の活躍促進

● 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- ▶産後/パパ育休（出生時育児休業）のほか、パパ・ママ育休プラスや育児目的休暇等の制度の周知と利用を促進します。

● 女性活躍推進法等の履行確保

- ▶常用労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により履行確保を図り、女性の活躍推進に向けた取組を促します。また、認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」の申請に向けた働きかけを行います。

えるぼし認定企業数 22社
(令和5年1月末時点)

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」



- ▶次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等の支援、常用労働者数 101 人以上の企業の届出を徹底します。また、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知と認定促進、子育て支援に関する認定制度「くるみん」「プラチナくるみん」の申請に向けた働きかけを行います。

くるみん認定企業数 65社
プラチナくるみん認定企業数 8社
(令和5年1月末時点)

次世代育成支援対策推進法認定マーク
「くるみん」「くるみんプラス」「プラチナくるみん」



● 子育て中の女性等に対する就職支援

- ▶前橋、高崎、太田の各ハローワークのマザーズコーナーにおいて、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施し、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携したアウトリーチ型の支援を推進します。



● **雇用形態に関わらない公正な待遇の確保**

▶パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等により法の履行確保を図ります。

● **新規学卒者等への就職支援**

▶ぐんま新卒応援ハローワーク等によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援や、就職活動に困難を抱える方に対して、関係機関と連携した支援を強化します。

● **就職氷河期世代の活躍支援**

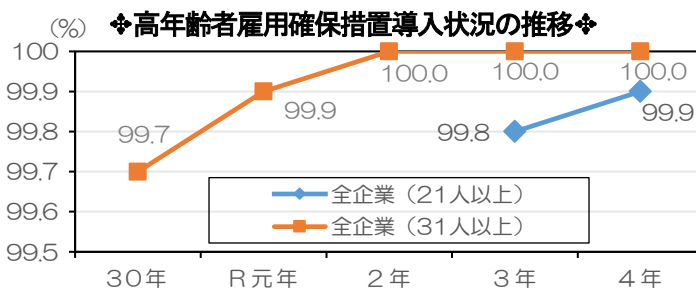
▶前橋、高崎、太田、沼田の各ハローワークの「キャリア・チャレンジ応援窓口」において、専門担当者のチーム制による職業相談、職業紹介、職場定着まで一貫した伴走型支援を行います。

▶「ぐんま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を活用し、関係機関との連携強化のもと、広報媒体を活用したオリジナル番組の制作等、各種施策を積極的に実施します。

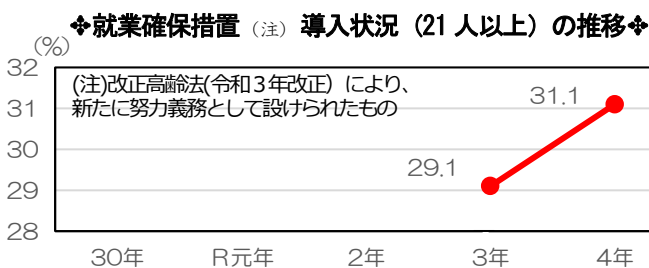
就職氷河期世代のハローワークにおける職業紹介・紹介就職件数			
	目標値（年）	令和2年度	令和3年度
紹介件数	12,000 件	21,579 件	16,034 件
就職件数	1,500 件	2,787 件	3,259 件

● **高齢者の就労・社会参加の促進**

▶65歳までの雇用確保措置の完全定着の実現及び70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備のため、定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けて事業主の意識啓発・機運醸成を図ります。



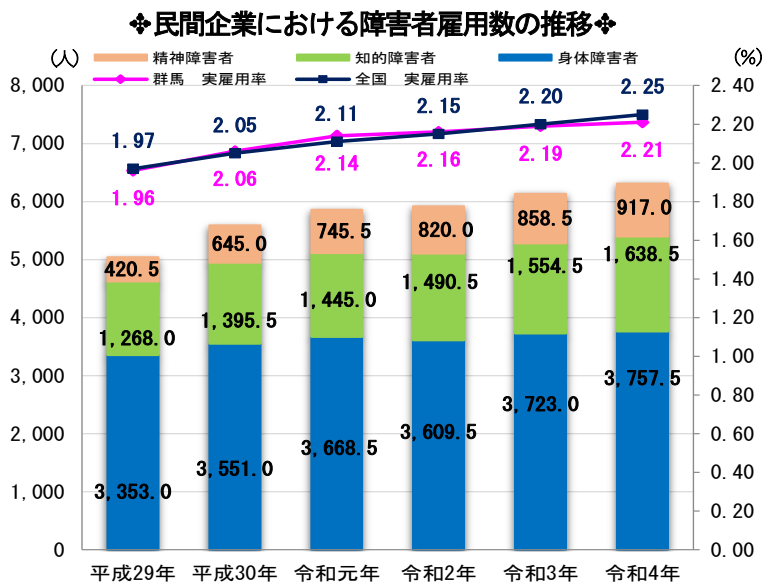
▶65歳以上の再就職支援に取り組むため、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、渋川の各ハローワークの生涯現役支援窓口において、効果的なマッチング支援を強化します。



● **障害者の就労促進**

▶法定雇用率未達成企業及び障害者雇用ゼロ企業の解消に向けた指導・助言の実施により、障害者の雇入れ支援を強化します。

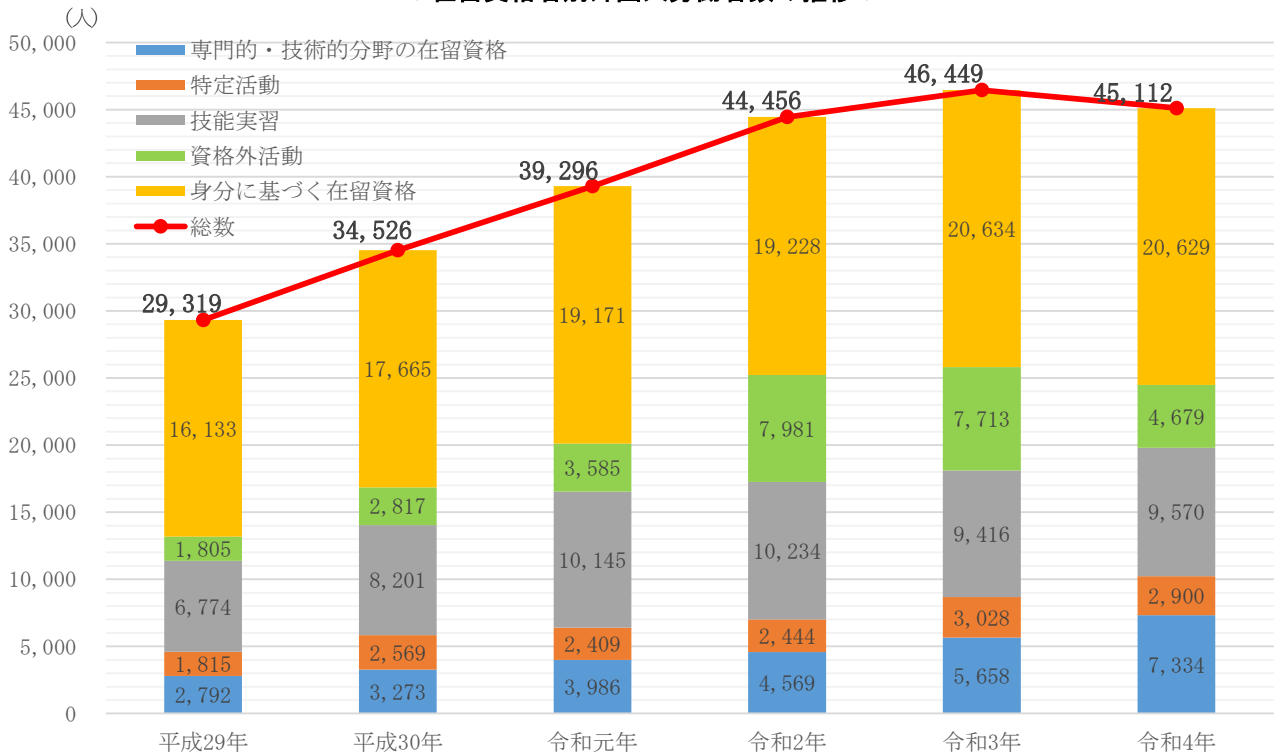
▶精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、難病患者就職サポーターなど多様な障害特性に対応した専門の担当者により就労支援を推進します。



● 外国人に対する支援

- ▶前橋、伊勢崎、太田、館林の各ハローワーク（外国人雇用サービスコーナー）において、専門相談員による多言語での職業相談等を行い、安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。また、事業所訪問等により雇用管理状況の確認・改善のための助言・援助等を行います。
- ▶日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、関係機関と連携した就職支援等を実施します。

◆在留資格者別外国人労働者数の推移◆



◆ 多様な選択を力強く支える環境整備

● 長時間労働の抑制

- ▶各労働基準監督署の労働時間相談・支援班等により、改正労働基準法の周知等を実施します。
- ▶令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される医師、自動車運転者、建設業等への労働時間短縮等に向けた支援を行います。
- ▶改正改善基準告示の周知を図るとともに、トラック運送業については、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間の発生防止に努めること等の配慮を「要請」します。

詳細な情報はこちらから



令和6年4月適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息時間
改正前(標準値) 3,516時間	改正前(標準値) 2,933時間	改正前 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

▶長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を引き続き実施します。

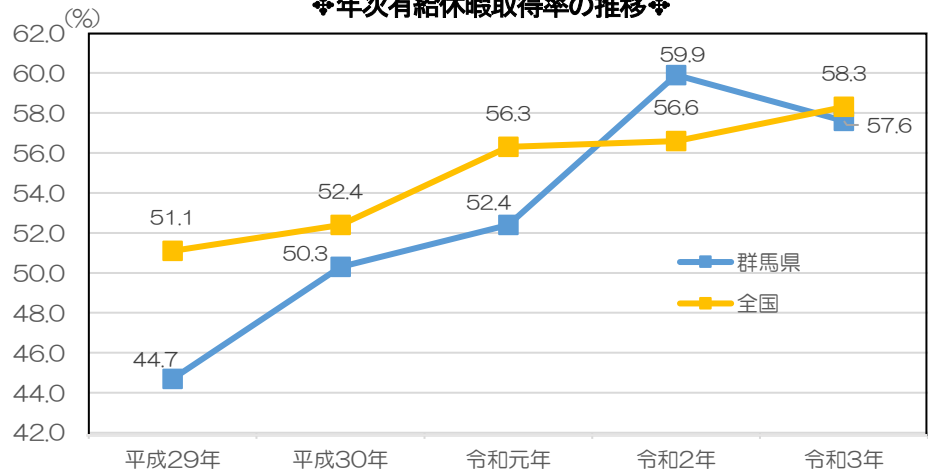
また、11月の「過労死等防止啓発月間」には、集中的な周知・啓発を行います。

◆長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果◆

単位：件 (違反率)	令和3年度
監督実施事業場数	785
労基法等違反	612 (78.0%)
違法な時間外労働	237 (30.2%)
うち、80時間を超えるもの	91 (11.6%)
賃金不払残業があったもの	73 (9.3%)
過重労働による健康障害防止措置が未実施	126 (16.1%)

▶年次有給休暇の取得促進に向けて、時季指定義務の周知徹底、時間単位年次有給休暇の導入促進を図ります。また、「年次有給休暇取得促進期間」(10月)に集中的な広報を行います。

◆年次有給休暇取得率の推移◆



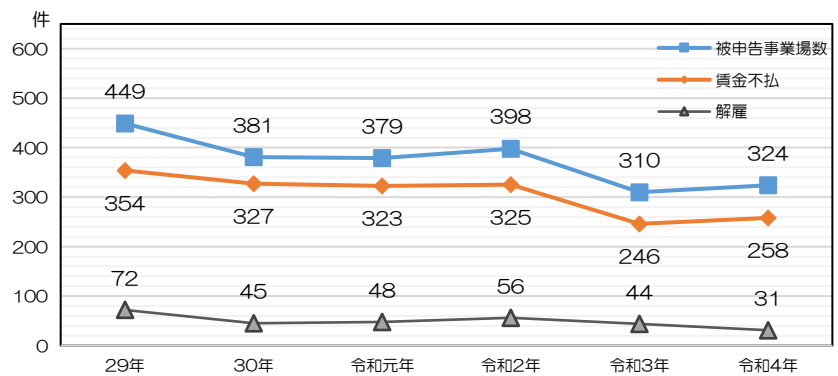
就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成

● 労働条件の確保・改善対策

▶基本的労働条件の枠組み及び管理体制を定着させ、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

▶新型コロナウイルス感染症の影響などの情報収集に努め、適切な労務管理について啓発指導を実施します。

◆被申告事業場数の推移 (各監督署が受理した新規受理事業場数) ◆



(注) 新規受理分=新規直接受理分+他局からの移送分-多局への移送分

▶外国人労働者、自動車運転者、障害者、介護労働者を雇用する事業場への監督指導等により、労働条件の確保・改善を図ります。

◆外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果◆

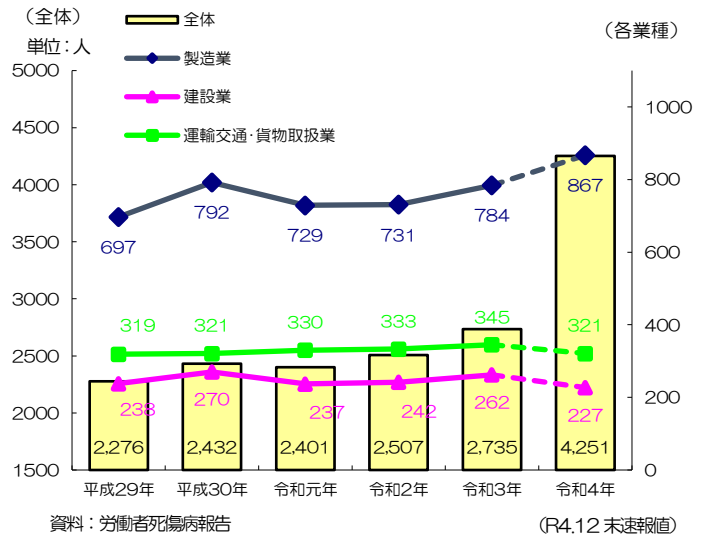
単位：件 (違反率)	令和3年度
監督実施事業場数	197
労基法等違反	145 (73.6%)
安全基準	38 (19.3%)
就業規則	31 (15.7%)
割増賃金の支払	26 (13.2%)
労働時間	25 (12.7%)
賃金の支払	18 (9.1%)

● 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

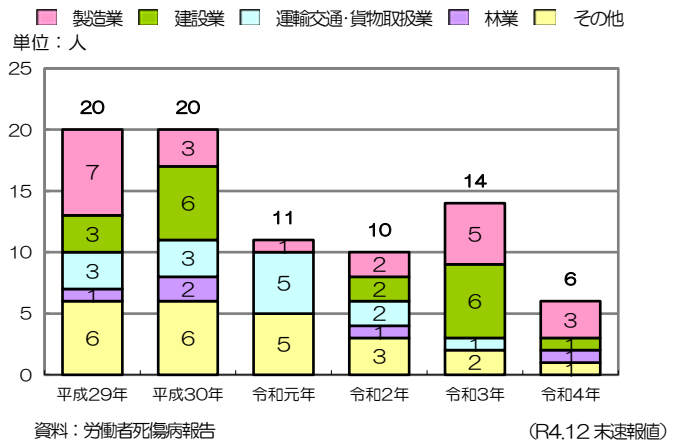
▶令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画を踏まえ、以下を重点に推進します。

- 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等
- 小売業、介護施設を中心に増加傾向にある「行動災害(※)」への対策として、「+Safe協議会」の運営、「+Safe育成支援」の取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成
(※「行動災害」…「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害)
- 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けたエイジフレンドリーガイドライン、エイジフレンドリー補助金の周知
また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等
- 陸上貨物運送事業、建設業、製造業の各業種の特性に応じた対策の促進

◆労働災害による休業4日以上死傷者数の推移◆



◆労働災害による死亡者数の推移◆



▶長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度などのメンタルヘルス対策が各事業場で適切に実施されるよう、指導等を行います。

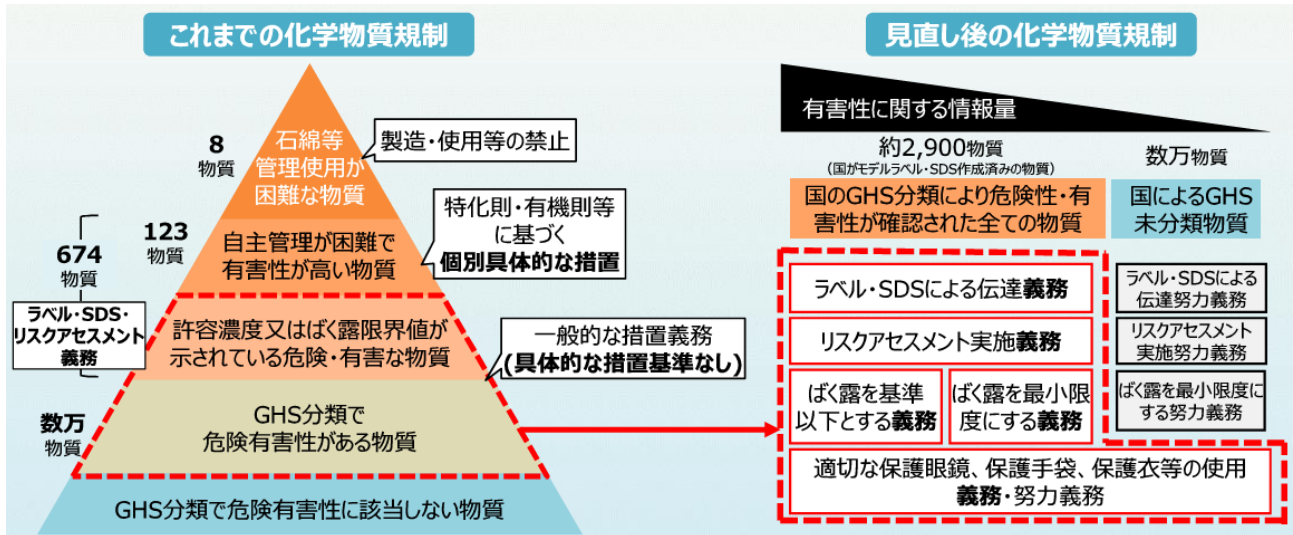
群馬産業保健総合支援センターHP



▶中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、群馬産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの各種支援活動について周知します。

▶建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則を周知し、石綿ばく露防止対策の徹底を図るほか、建設アスベスト給付金制度の周知啓発を行います。

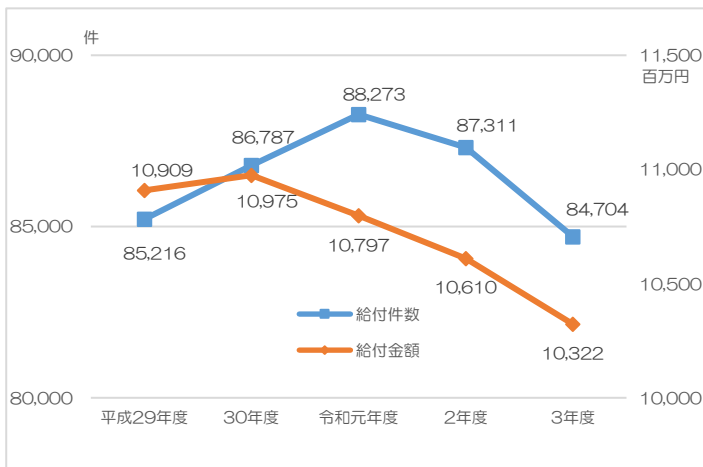
▶新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、引き続き周知を図り、自律的な管理を基本とする規制への移行を推進します。



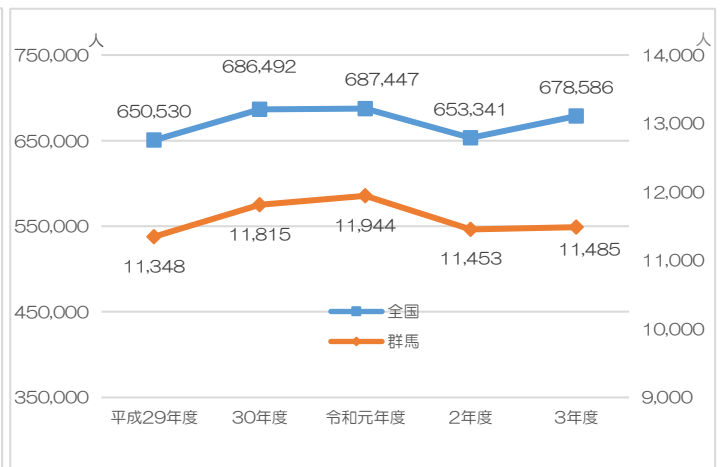
● 労災保険給付の迅速・適正な処理

- ▶労災保険給付の請求に対しては、迅速・適正な事務処理を行います。
- ▶過労死等事案について、認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。
- ▶労災保険の窓口業務について、相談者等への丁寧な説明や、請求人への処理状況の連絡等を確実に実施します。

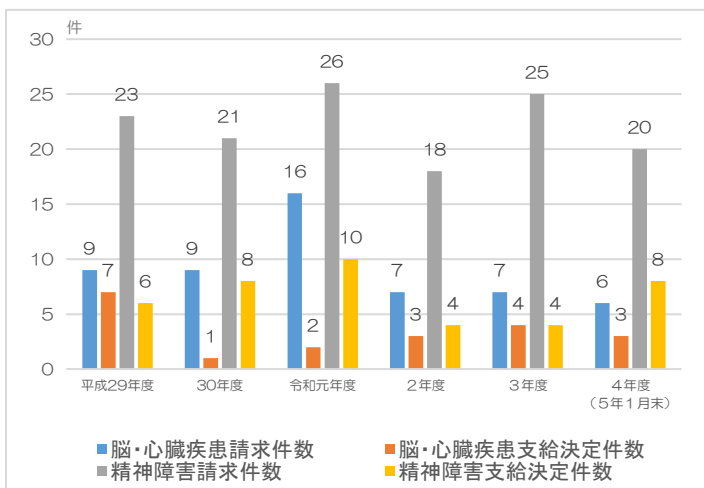
◆ 労災保険給付件数・給付額の推移 ◆



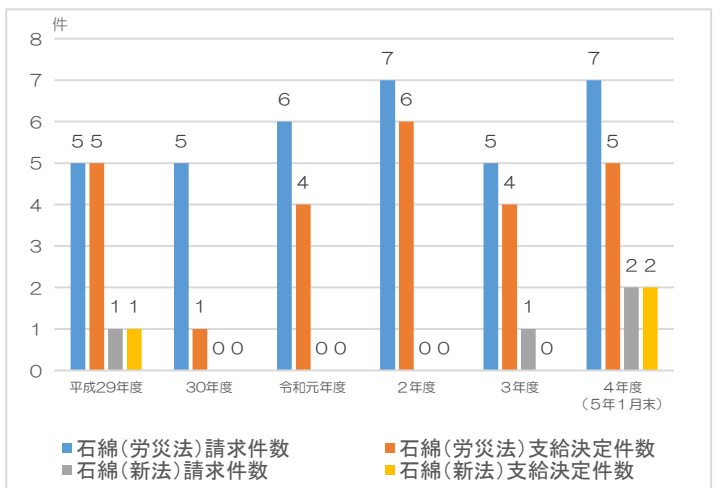
◆ 労災保険新規受給者数の推移 ◆



◆ 過労死等事案に係る請求・支給決定件数 ◆



◆ 石綿関連疾患事案に係る請求・支給決定状況の推移 ◆



● 総合的なハラスメント対策の推進

▶パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の相談に対して、事業主に対する指導等を実施します。

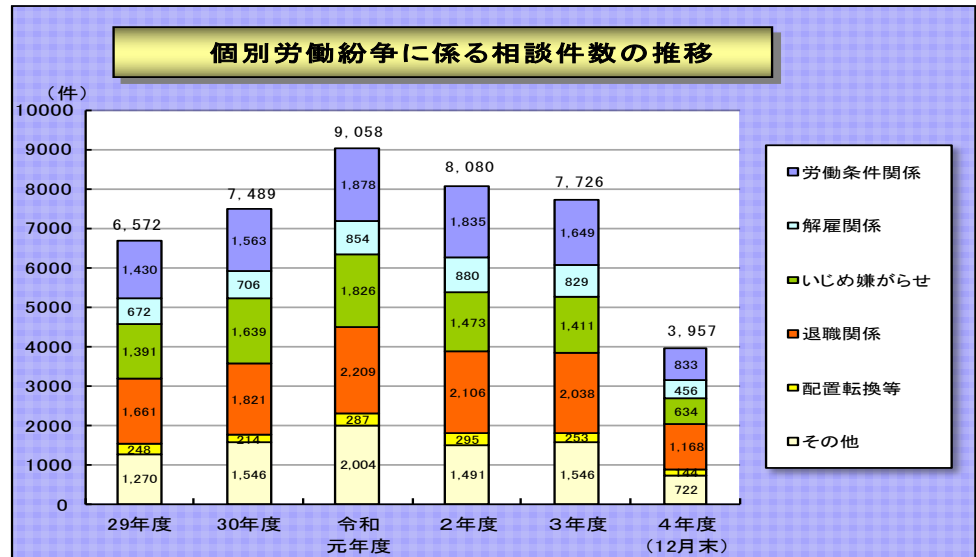
▶職場におけるハラスメント撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」に、集中的に周知啓発を実施します。

◆ハラスメントに係る相談件数の推移◆

	セクシュアル ハラスメント	妊娠・出産等不 利益取扱い※	パワー ハラスメント
令和2年度	154件	408件	1473件
令和3年度	182件	343件	1440件
令和4年度 (4年12月末)	88件	309件	948件

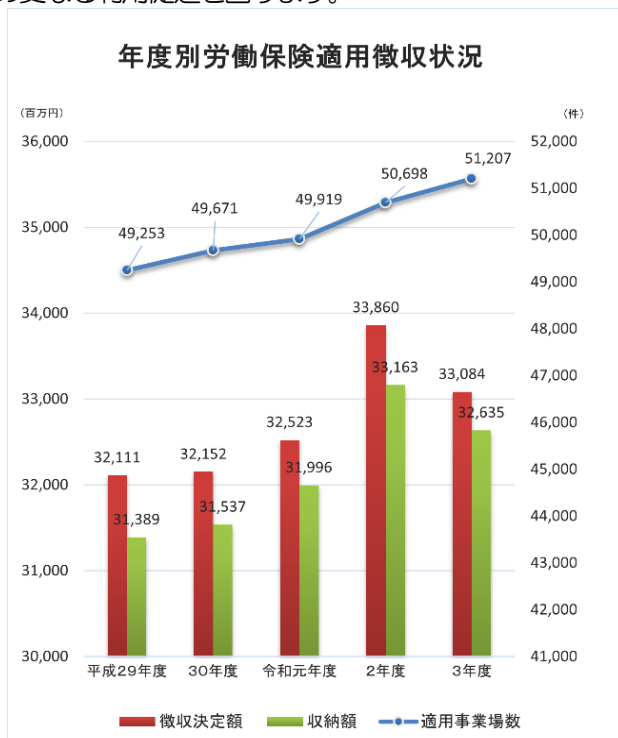
※妊娠・出産・育児休業等ハラスメントを含む

▶あらゆる労働問題に関する相談について、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応します。また、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期解決を図ります。



● 労働保険適用徴収業務の計画的な運営

- ▶適正な申告・納付の周知、年度更新の円滑な実施及び算定基礎調査の実施等による適正徴収等、収納未済歳入額を縮減します。
- ▶年金事務所や受託事業者等と連携した未手続事業の把握、手続指導及び広報等を通じて、労働保険の未手続事業の一掃対策を推進します。
- ▶電子申請体験コーナー等を活用した利用勧奨、電子申請利用促進月間における周知広報等を通じて、電子申請の更なる利用促進を図ります。



労働保険料の納付は 口座振替が便利です！

- ◎納付に行く“手間”がかからず、納付“忘れ”がありません。
- ◎手数料はかかりません。
- ◎保険料の支払いに最大約2カ月ゆとりができます。

	全期・ 第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

◆申込用紙（口座振替依頼書）は
こちらから⇒



労働に関する相談窓口のご案内

就労上のトラブルに関する相談をしたいとき	
○ 解雇、いじめ・嫌がらせなど職場におけるトラブルに関する相談	総合労働相談コーナー
○ 職場におけるハラスメント防止対策（パワハラ、セクハラ、マタハラ）に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
労働問題について相談したいが、相談先がわからないとき	
○ 民事上の個別労働関係紛争、その他労働問題に関する相談	総合労働相談コーナー
女性の活躍推進に関する相談	
○ 女性活躍推進法（一般事業主行動計画、えるぼし認定）に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
○ 職場における男女の均等な取扱に関する相談	
育児・介護休業等に関する相談をしたいとき	
○ 育児・介護休業法及び両立支援等助成金に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
○ 次世代法（一般事業主行動計画、くるみん認定）に関する相談	
○ 育児休業給付・介護休業給付に関する相談	ハローワーク
パートタイム・有期雇用労働に関する相談をしたいとき	
○ パートタイム・有期雇用労働法に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
労働条件に関する相談をしたいとき	
○ 解雇、賃金不払、有給休暇、労働時間等に関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 監督課
○ 最低賃金・最低工賃等、賃金に関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 賃金室
職場の安全衛生・健康管理に関する相談をしたいとき	
○ 労働災害防止等、職場の安全衛生に関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 健康安全課
○ 免許・技能講習等に関する相談	
○ 健康診断及びメンタルヘルスに関する相談	
労働保険の加入手続き等に関する相談をしたいとき	
○ 労働保険の加入手続きに関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 労働保険徴収室
○ 労働保険料の申告・納付に関する相談	
労災保険の手続き等に関する相談をしたいとき	
○ 労災保険の申請や給付に関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 労災補償課
○ 労災年金受給者の年金・介護に関する相談	
雇用保険の手続き等に関する相談をしたいとき	
○ 雇用保険の申請や給付に関する相談	ハローワーク
○ 高年齢雇用継続給付に関する相談	
就職・採用に関する相談をしたいとき	
○ 求職・求人に関する相談	ハローワーク
高齢者・障害者・外国人の雇用に関する相談をしたいとき	
○ 高齢者・障害者・外国人労働者の職業相談	ハローワーク 又は 労働局 職業安定課・職業対策課
○ 高齢者・障害者・外国人の雇用管理に関する相談	
職業訓練受講に関する相談をしたいとき	
○ ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）受講に関する相談	ハローワーク 又は 労働局 訓練課
労働者派遣・職業紹介事業に関する相談をしたいとき	
○ 労働者派遣事業に関する相談	労働局 需給調整事業室
○ 有料・無料職業紹介事業に関する相談	
各種助成金に関する相談をしたいとき	
○ 雇用関係各種助成金に関する相談	労働局 職業対策課 又は ハローワーク
○ 労働条件等関係助成金に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談をしたいとき	
○ 全般的な労働問題に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
○ 休業手当等に関する相談	労働基準監督署
○ 採用内定取消しに関する相談	ハローワーク

群馬労働局のご案内

名 称		電話番号	所 在 地
総 務 部	総務課	027-896-4732	〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階
	労働保険徴収室	027-896-4734	
雇用環境・均等室		027-896-4739	〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階
労働基準部	監督課	027-896-4735	〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階
	健康安全課	027-896-4736	
	賃金室	027-896-4737	
	労災補償課	027-896-4738	
職業安定部	職業安定課	027-210-5007	〒371-0854 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル9階
	需給調整事業室	027-210-5105	
	職業対策課	027-210-5008	
	訓練課	027-897-3612	

労働基準監督署のご案内

名 称	電話番号	所 在 地	管轄区域
前 橋	方面 027-896-3019 安衛 027-896-4536 労災 027-896-4537	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 (前橋地方合同庁舎7階)	前橋市、渋川市、北群馬郡、 伊勢崎市、佐波郡
伊勢崎分庁舎	0270-25-3363	〒372-0024 伊勢崎市下植木町517	
高 崎	方面 027-322-4661 安衛 027-367-2313 労災 027-367-2314	〒370-0045 高崎市東町134-12 (高崎地方合同庁舎3階)	高崎市(うち新町・吉井町を除く) 安中市、富岡市、甘楽郡
桐 生	0277-44-3523	〒376-0045 桐生市末広町13-5 (桐生地方合同庁舎1階)	桐生市、みどり市
太 田	方面 0276-45-9920 安衛 0276-58-9729 労災 0276-58-9730	〒373-0817 太田市飯塚町104-1	太田市、館林市、邑楽郡
沼 田	0278-23-0323	〒378-0031 沼田市薄根町4468-4	沼田市、利根郡
藤 岡	0274-22-1418	〒375-0014 藤岡市下栗須124-10	藤岡市、多野郡、 高崎市新町・吉井町
中 之 条	0279-75-3034	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1	吾妻郡

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

名 称	電話番号	所 在 地	管轄区域
前 橋	027-290-2111	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	前橋市
高 崎	027-327-8609	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17	高崎市(うち新町・吉井町を除く)
安中出張所	027-382-8609	〒379-0116 安中市安中1-1-26	安中市
桐 生	0277-22-8609	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14	桐生市、みどり市
伊 勢 崎	0270-23-8609	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10 (伊勢崎地方合同庁舎内)	伊勢崎市、佐波郡
太 田	0276-46-8609	〒373-0851 太田市飯田町893	太田市
館 林	0276-75-8609	〒374-0066 館林市大街道1-3-37	館林市、邑楽郡
沼 田	0278-22-8609	〒378-0044 沼田市下之町888 テラス沼田5階	沼田市、利根郡
群馬富岡	0274-62-8609	〒370-2316 富岡市富岡1414-14	富岡市、甘楽郡
藤 岡	0274-22-8609	〒375-0054 藤岡市上大塚368-1	藤岡市、多野郡、高崎市新町・吉井町
渋 川	0279-22-2636	〒377-0008 渋川市渋川1696-15	渋川市、北群馬郡
中之条出張所	0279-75-2227	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条207	吾妻郡

総合労働相談コーナー

名 称	電話番号	所 在 地
群馬労働局総合労働相談コーナー	027-896-4677	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 群馬労働局雇用環境・均等室内 (前橋地方合同庁舎8階)
前橋総合労働相談コーナー	027-896-3062	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋労働基準監督署内 (前橋地方合同庁舎7階)
高崎総合労働相談コーナー	027-367-2306	〒370-0045 高崎市東町134-12 高崎労働基準監督署内 (高崎地方合同庁舎3階)
太田総合労働相談コーナー	0276-58-9722	〒373-0817 太田市飯塚町104-1 太田労働基準監督署内
伊勢崎、桐生、沼田、藤岡、中之条の 各総合労働相談コーナー	電話番号・所在地は各労働基準監督署と同じです。	



水路(安中市)



湯檜曾駅(みなかみ町)

労働行政運営方針



塚廻り古墳群の埴輪(太田市)



星尾大橋(南牧村)



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

群馬労働局